

かがわ安心飲食店認証取得補助金の 取扱いを一部変更しました

「かがわ安心飲食店認証」を取得した飲食店において、認証取得に要した感染防止対策の経費の一部を補助する「かがわ安心飲食店認証取得補助金」について、利用していただきやすくするために、交付要領等を改正し、次の点を変更します。

認証店の皆様、これから申請されます飲食店の皆様におかれましては、積極的にご活用いただけますよう、お願いいたします。

(詳しくは、「認証取得補助金交付要領 令和3年10月21日版」参照)

1 従業員等による「立替払い」を可能とします

支払方法に関わらず、従業員等の第三者による「立替払い」を対象経費として認めます。この場合、立替払いを行った者（立替払い者）の名義の領収書の写し等に加え、立替払い者が、法人の代表者または個人事業主と生計を一にする者か否かにより、「立替払い領収書」の提出、または領収書の写し等への追加記入等が必要になります。(交付要領に参考例あり)

2 支出証拠書類の一部を省略します。

クレジットカード払いの場合、領収書の写し等に加え、カード利用明細及び口座からの引き落としが確認できる通帳の写しの提出をお願いしていましたが、領収書の写し等のみの提出でよいものとします。ただし、領収書の写し等では、購入した品目や数量、金額、支払い方法等が分からない場合は、クレジットカードの利用明細等の写しの提出をお願いします。

3 誓約書への署名又は押印を省略します。

誓約書に自筆での署名又は押印をお願いしていましたが、これらをいずれも不要とし、記名で可とします。

○ 改正内容については、制度開始時から有効となります。

これまで立替払いが対象外となるために、限度額に満たない額で補助金の申請をされた認証店については、限度額までの再度の申請が可能ですので、お手数ですが、お手続きをお願いいたします。



改正後交付要領参照

引き続き新型コロナウイルス感染症予防対策にご協力いただきますよう、お願いいたします。

【かがわ安心飲食店認証事務局（コールセンター）】

高松市寿町2-4-20 高松センタービル3階

TEL：087-822-7111 受付時間 9:00~17:00（平日のみ）